

明治大学校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、明治大学校友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校法人明治大学（以下「大学」という。）を賛助し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(本部、支部及び地域支部)

第3条 本会は、本部を大学内に置き、各都道府県に支部を置く。また、支部の下部組織として、当該支部の地域内に、地域支部を置くことができる。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 大学賛助のために必要な活動
- (2) 校友大会の開催
- (3) 校友名簿の整備及び管理
- (4) 会報等の発行
- (5) 校友会館等の施設の設置及びその運営
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員（以下「会員」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人明治大学校友会規則第1条に規定する校友
- (2) 大学が設置する大学院各研究科博士後期課程において所定の研究指導等を受けた者で所定の在学期間を満たした後、に退学した者及び大学から博士の学位及び名誉博士の学位を授与された者

(会員の支部所属)

第6条 会員は、居住地の支部に所属するものとする。ただし、会員の申し出により、勤務地の支部に所属を変更することができる。

2 会員は、居住地又は勤務地に地域支部がある場合、何れか一つの当該地域支部に所属するものとする。

(準支部会員)

第7条 支部及び地域支部は、当該地域出身の明治大学の各学部及び大学院の在学学生を準支部会員として支部活動に参加させる

ことができる。

(終身会費)

第 8 条 会員は、本会の基金、活動及び運営費に充てるための終身会費として 3 万円を納入する。

2 終身会費は、在学中に予納することとし、その徴収は大学に委託する。

3 在学中に納入された予納金は、大学の管理下に置かれ、当該果実は大学に帰属する。

4 第 2 項による納入者が会員資格を得た時点で、本会は当該予納金額につき、大学から振替交付を受ける。

(賛助会員)

第 9 条 会員で、代議員総会が定める賛助費を納めた者を賛助会員とする。

第 3 章 本部

(役員)

第 1 0 条 本部に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 6 名以内

(3) 第 1 4 条第 2 項各号に規定する本部員

(4) 本部監査委員 5 名以内

2 役員任期は、就任後 4 回目に開催する定時代議員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の役員再任は、同一職につき 1 回限りとする。

3 会長が欠けたとき又は本部員若しくは本部監査委員の 3 分の 1 以上が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。

4 会長が欠け、後任の会長が選任された場合、第 2 項本文の規定にかかわらず、副会長は全員退任し、後任の副会長と交替する。

5 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

この残任期間は、第 2 項に定める任期には含まない。

(本部事務)

第 1 1 条 財産管理及び経理を含む本部事務は、大学支援部校友連携事務室が行い、校友会はこれに係る人件費の一部を補填する。

(会長)

第 1 2 条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第 1 3 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あ

らかじめ会長が指名した順位に従い、会長の職務を代行する。

- 2 副会長は、その職務のため必要とするときは、会長の指名により、若干名を常任とすることができる。

(本部員)

第 1 4 条 本部員は、会長の下、本部員会を組織して、支部長会の決定に基づき、本会の運営に当たる。

- 2 本部員は、次の者とする。

- (1) 会長が教職員以外の代議員のうちから、本部員等選考委員会に対して推薦する者 30 名以内

- (2) 明治大学長を通じて各学部の教授会で選出された本学出身の教員各 1 名

- (3) 大学理事長を通じて職員会で選出された本学出身の職員 2 名

- 3 前項第 2 号及び第 3 号により選任された本部員が教職員の資格を失ったときは、本部員の資格を失う。

(常任本部員)

第 1 5 条 常任本部員は、会長が必要と認めた時、本部員の中から若干名を会長が指名するものとする。

(本部監査委員)

第 1 6 条 本部監査委員は、本部監査委員会を組織して、本会の会計(本・支部連結決算を含む。)並びに財産の状態及び会務の執行状況を監査する。

- 2 本部監査委員会は、監査の結果、監査報告書を作成し、支部長会及び定時代議員総会に報告しなければならない。

- 3 本部監査委員は、支部の業務及び会計についても適宜に監査するものとする。

- 4 本部監査委員は、本会の他の役員を兼ねることができない。

- 5 本部監査委員は、代議員総会、支部長会及び本部員会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 1 7 条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じる。

- 3 大学理事長及び明治大学長は、その任期中顧問に推戴する。

- 4 名誉会長、前項以外の顧問及び相談役は、本会又は大学に特別の功労があった者のうちから、支部長会の議を経て、会長が委嘱する。

- 5 前項により委嘱された者の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。

(代議員)

第18条 本会に、代議員を置く。

2 代議員は、次の者とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 支部長
- (4) 支部幹事長
- (5) 各支部長が支部会員のうちから指名する者1名
- (6) 地域支部長
- (7) 第3号乃至第6号に属さない本部員
- (8) 会長が前各号以外の会員のうちから本部員等選考委員会に対して推薦する者200名以内

3 前項第5号及び第8号により選任された者の任期は、就任後2回目に開催する定時代議員総会終結のときまでとする。

4 第2項第5号の代議員が欠けた場合は、次の代議員総会の招集日までに補充するものとし、第2項第8号の欠員については、これを補充しない。

5 第10条第5項の規定は、代議員について準用する。

(会長及び本部監査委員の選任)

第19条 会長及び本部監査委員の選任は、会長等選考委員会で選出した各候補者について、代議員総会で決定する。

2 前項の委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学理事長
- (2) 明治大学長
- (3) 大学評議員会議長
- (4) 明治大学長を通じて各学部の教授会で選出された本学出身の教員各1名
- (5) 大学理事長を通じて職員会で選出された本学出身の職員2名
- (6) 支部長会で互選された支部長7名
- (7) 前各号以外の代議員のうちから支部長会で選出された代議員9名

3 大学理事長は、当該委員会の委員長となって、委員会を主宰する。

4 この委員会の決定は、過半数の委員の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(副会長の選任)

第20条 副会長の選任は、前条の会長等選考委員会で選出した副会長候補者のうちから、会長が指名し、代議員総会に報告す

る。

2 副会長のうち1名を会長代行とすることができる。

(本部員及び会長推薦代議員の選任)

第21条 第14条第2項第1号の規定により本部員候補者として推薦された者及び第18条第2項第8号の規定により代議員候補者として推薦された者の選任は、本部員等選考委員会で選出した各候補者について、代議員総会で決定する。

2 前項の委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会長

(2) 会長が指名する副会長2名

(3) 支部長会で互選された支部長10名

3 会長は、当該委員会の委員長となって委員会を主宰する。

第4章 会議

(代議員総会)

第22条 代議員総会は、この会則に定める事項及びその他本会の重要事項を審議し、決定する。

2 代議員総会は、毎年7月に定時総会を開催する。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

3 会長が代議員総会を招集するときは、代議員名簿を整備し、代議員名簿に記載されている者に対して、開催日の2週間前までに、付議事項を記載して通知するものとする。

4 代議員総会は、会員に公開する。

5 代議員の3分の1以上又は本部監査委員会が、付議すべき事項を示して、代議員総会の招集を請求したときは、会長は一月以内に、代議員総会を招集しなければならない。

6 緊急の場合は、役員である代議員、支部長である代議員及び第18条第2項第8号の代議員を招集して、代議員総会に代えることができる。この場合、会長は開催日の1週間前に付議事項を記載して、当該代議員に通知しなければならない。

7 前項の場合は、会議の結果を文書で全代議員に報告しなければならない。

(支部長会)

第23条 支部長会は、代議員総会への付議事項並びに本会の活動、業務及び運営に関する事項を審議し、決定する。

2 支部長会は、あらかじめ支部長会で定めた月に開催するほか、必要により、臨時に開催する。

3 支部長会は、会長が招集し、議長となる。

4 支部長会は、会長、副会長及び支部長で構成する。

5 支部長は、所属支部の副支部長又は幹事長に、文書で委任し

て、支部長会に代理出席させることができる。

(本部員会)

第24条 本部員会は、必要により随時開催する。

2 本部員会は、会長、副会長及び本部員で構成する。

3 本部員会は、会長が招集し、議長となる。

(常任本部員会)

第25条 常任本部員会は、必要に応じて、会長が随時開催する。

2 常任本部員会は、会長、常任副会長及び常任本部員で構成する。

3 常任本部員会は、会長が招集し、議長となる。

(委員会)

第26条 本会に、常設の委員会として、総務委員会、企画委員会、組織委員会、広報委員会及び財務委員会を置く。その他必要に応じて、支部長会の議によって、他の委員会を設けることができる。

2 委員長及び委員は会長が指名する。委員長は、原則として副会長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 必要に応じて委員会の下に、部会を置くことができる。

5 常設の委員会以外の委員の任期は、担当する事項が完結したときに終了する。

(定足数その他)

第27条 本会則による会議（以下本条で「会議」という。）は、別段の定めのある場合を除き、構成員の過半数の出席によって成立する。

2 会議の議決は、特別の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会議の議事録は、議長及び出席者のうちから議長が指名した2名以上の者が、署名の上保存し、会員の閲覧に供する。

4 前項の議事録の保存期間は、代議員総会の議を経て、別に定める。

第5章 会計

(活動年度)

第28条 本部、支部及び地域支部の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(金融資産の管理)

第29条 本部の資産のうち、現金、預金及び有価証券は、大学に預託する。

(基金)

第30条 本部は、毎活動年度に大学から収受した終身会費の金額のうち、20%以上の金額及び第9条に規定する賛助費の収納金を基金として積み立てる。

2 前項の基金は、他に流用することができない。ただし、代議員総会の議を経た上、大学理事長の同意を得て取り崩すことができる。

(経費等の支出)

第31条 前条第1項の規定により、終身会費のうち基金に積み立てた残額及び財産から生じた果実並びに寄付金その他の収入は、本部経費、各支部への運営補助及び大学への賛助等に充てる。

2 各支部への運営補助の金額は、支部長会の議を経て、別に定めた算定基準に基づき支給する。

(予算)

第32条 会長は、3月末までに、翌活動年度の活動計画及び予算を編成し、これを支部長会に付議の上確定し、後日開催の定時代議員総会において、これらの承認を得なければならない。

2 予算は、各款の枠を超えて転用することができない。同じ款に属する項目への転用であっても、本部監査委員会の承認を得なければならない。

(決算)

第33条 会長は、毎活動年度ごとに本部活動報告書、本部決算書及び本部・支部連結決算書を作成し、本部監査委員会の監査を受けた上で支部長会の議を経て、当該監査報告書を添えて、これを定時代議員総会に付議し決定を求めなければならない。

2 前項の連結決算書作成のため、本部・支部とも統一された基準・様式により経理処理を行うものとする。当該経理基準・様式は別に定める。

第6章 支部

(支部)

第34条 都道府県ごとに各1支部を置く。

2 各支部の名称には、都道府県名を冠するものとする。ただし、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県については、次のとおりとする。

(1) 東京都

東京都東部支部、東京都西部支部、東京都南部支部、東京都北部支部、東京都多摩支部

(2) 神奈川県

神奈川県東部支部、神奈川県西部支部

(3) 埼玉県
埼玉県東部支部，埼玉県西部支部

(4) 千葉県
千葉県東部支部，千葉県西部支部

3 前項のほかに，代議員総会の議を経て，外国支部を置くことができる。

4 支部は，当該業務の一部を本部に委託することができる。

5 支部には，支部長のほか，支部幹事長及び支部監査委員を含め5名以上の役員を置かなければならない。

6 支部に，名誉支部長，顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

7 名誉支部長，顧問及び相談役は，支部長の諮問に応じる。

8 支部の事務所は，原則として支部長の居住地とし，支部会則，会員名簿，役員名簿及び議事録等を備えるものとする。

(支部長)

第35条 支部長は，支部の会務を統括し，支部を代表する。

2 支部長は，翌年度の活動計画書及び予算書並びに当年度の活動報告書及び決算書を毎年4月末日までに作成し，支部監査委員の監査を受け，支部役員会の議を経て確定し，直後に開催する支部総会において，これらの承認を得なければならない。

3 支部長は，前項の当該書類に支部役員会の議事録及び支部監査委員の監査報告書を添えて，毎年5月末日までに会長に報告しなければならない。

4 支部長は，支部会則の変更，役員の交替，総会の開催等，支部運営に関する重要事項について，その都度，会長に報告するものとする。

5 支部長は，支部総会において選任する。

6 支部長の任期は，第10条第2項及び同条第5項の規定を準用する。この場合において，各準用条文中「役員」とあるのは，「支部長」と，「定時代議員総会」とあるのは「支部総会」と読み替える。

(支部幹事長)

第36条 支部幹事長は，支部長が支部会員のうちから指名し，当該支部総会の承認を得るものとする。

2 支部幹事長は，支部長の指示に従い，支部の運営にあたる。

3 支部幹事長の任期は，支部長の任期に準ずるものとする。

(支部監査委員)

第37条 支部に，支部監査委員2名又は3名を置く。

2 支部監査委員は，支部の会計及び財産の状態並びに会務の執

行の状況を監査する。

- 3 支部監査委員は、監査報告書を作成し、監査の結果を支部役員会並びに支部総会に報告しなければならない。
- 4 支部監査委員は、当該地域支部の業務及び会計についても適宜に監査するものとする。
- 5 支部監査委員は、支部総会において選任する。
- 6 支部監査委員の任期は、第10条第2項及び同条第5項の規定を準用する。この場合において、各準用条文中「役員」とあるのは、「支部監査委員」に読み替える。
- 7 支部監査委員は、本会の他の役職を兼ねることができない。
- 8 支部監査委員は、本部監査委員の要請により、他の支部の監査にも従事するものとする。

(支部総会)

第38条 支部総会は、毎年1回定時総会を開催する。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

- 2 支部総会は、支部長が招集する。
- 3 支部総会は、原則として会員に公開する。
- 4 支部長は、所属支部組織の規模等に応じて合理的な支部の運営に資するため、支部総会の議を経て、支部代議員制度を採用することができるものとする。

この場合において、支部代議員総会を支部総会に代えるものとする。

第7章 地域支部

(地域支部への準用)

第39条 第35条第1項、第2項、第5項、第36条、第37条第2項、第3項、第5項、第7項及び第38条の規定は、地域支部に準用する。この場合において、各準用条文中「支部」とあるのは、「地域支部」に読み替える。

- 2 地域支部の役員任期は、第10条第2項本文及び同条第5項の規定を準用する。ただし、再任を妨げない。

(重要事項の報告)

第40条 地域支部長は、地域支部会則の変更、役員交替、総会の開催等、地域支部運営に関する重要事項について、その都度、所属支部長に報告するものとする。

(予算及び決算等の報告)

第41条 地域支部は、総会終了後遅滞なく、決算書、活動報告書及び次期予算書等の書類に総会議事録を添えて、所属支部長に報告しなければならない。

(地域支部監査委員)

第 4 2 条 地域支部に，地域支部監査委員 2 名を置く。

（地域支部の設立）

第 4 3 条 地域支部の設立は，同一地域に居住する 5 0 名以上の会員が，3 名以上の代表者を定めて，その地域を示し，設立準備総会議事録，地域支部会則，会員名簿及び役員名簿を添えて，所属支部長に提出するものとする。

- 2 支部長は，前項の届け出を受けたとき，これを支部役員会に諮り，承認を得られた場合，これを会長に具申する。
- 3 会長は，支部長会に付議し，その承認が得られたときは，遅滞なく，第 1 項の代表者に対して，当該地域支部の設置を許可する旨通知しなければならない。
- 4 当該地域支部は，前項の通知の日付をもって，設立の日とする。
- 5 会長は，当該地域支部が設置されたときは，代議員総会で報告しなければならない。

（改善及び解散命令）

第 4 4 条 次の各号のいずれか一以上に該当した場合，会長は，支部総会に諮り，又は案件によっては代議員総会に付議し，その結果に基づき，当該地域支部に対して，勧告，改善，解散等適切な処分を行うものとする。

- (1) 会員数 5 0 名未満の状況が数年に及び回復が見込めないと認めるとき。
- (2) 第 4 0 条又は第 4 1 条の報告を著しく怠ったとき。
- (3) 本会又は大学の体面を傷つける行事等の行為に及んだとき。
- (4) その他本会の規約に反する事実が生じたとき。

（地域支部の解散）

第 4 5 条 地域支部は，当該会員総数の 3 分の 1 以上が出席し，その 4 分の 3 以上の同意により解散する。

- 2 前項による解散が完了したときは，地域支部長は遅滞なく解散に関する総会の議事録を添えて所属支部長に届けなければならない。
- 3 第 4 3 条第 2 項乃至第 4 項の規定は，地域支部の解散の手続きに準用する。この場合において，第 2 項中「前項」を「解散」に，第 3 項中「第 1 項の代表者」を「地域支部長」に，「設置」を「解散」に，第 4 項中「設立の日」を「解散終了の日」にそれぞれ読み替える。

第 8 章 外国支部

（外国支部）

第46条 外国支部は、第5条に規定する会員で同じ国籍を有し、定住する会員で組織する。

- 2 日本国内に居住する外国籍を有する会員は、第6条の規定によるほか、当該外国支部に所属することができる。
- 3 第7条、第43条第1項、第3項、第4項、第44条及び第45条の規定は、外国支部に準用する。この場合において、各準用条文中「地域」とあるのは「外国」に、「所属支部長」とあるのは「会長」にそれぞれ読み替える。
- 4 当該支部会則については、支部長会で承認する。

第9章 登録校友会

第47条 校友が、校友相互の親睦・交流等一定の目的をもって、組織を形成し、「校友会クラスター組織の成立要件等について」及び「海外の主要地域に在住・駐留する明治大学校友による団体の成立要件等について」により公認された団体を登録校友会とする。

- 2 登録校友会は、校友会長及びその活動拠点となる地域の支部又は地域支部の支部長の承認を得て、その支部に所属することができるものとする。

第10章 雑則

(改組及び廃止)

第48条 支部、地域支部及び外国支部が、この規定に違反し、又はその活動を事実上停止したときは、支部長会の議を経て、会長はその改組の勧告、若しくは運営補助金の一部又は全部の交付停止等適当な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置は、理由を付して代議員総会に報告するものとする。

(賞罰)

第49条 本会又は大学のため、特に功労のあった者及び永年勤続役員で表彰に値する者は、代議員総会の議を経て、会長が表彰することができる。

- 2 会員で本会又は大学の名誉を汚した者は、代議員総会の決定によって、会員資格を停止することができる。

(届出の義務)

第50条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先を変更したときは、遅滞なく所属する支部長及び地域支部長又は本部に届け出るものとする。

- 2 支部長又は地域支部長は、会員から、氏名、住所、職業及び勤務先等の変更の申し出があったときは、遅滞なく本部に届け出るものとする。

(会員に対する報告)

第51条 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の適切な方法で会員に報告する。

(会則の変更)

第52条 この会則の変更は、代議員総会で、出席者の3分の2以上の同意を得た上で大学理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第53条 この会則に定めのない事項については、代議員総会の議を経て決定する。

附 則

1 この全面的改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2003年4月1日から施行する。

(注 平成15年3月11日認可)

2 この改正の施行に際して、従前の規定に基づく下記の者については次のとおり取り扱う。

① 終身会費を納入した者は、改正後の第8条の規定に該当する。

② 納入した入会金は第8条の終身会費の一部に充当する。

③ 賛助費を納入した者は第9条に該当する。

3 改正後の第8条第2項の適用については、2004年度入学生から適用する。

4 この改正の施行の際における都道府県支部は、別紙1記載のとおりとし、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県における各支部の区分は、別紙2記載のとおりとする。

5 この改正の施行の際、従前の第38条の規定により認められている支部のうち、別紙3記載の支部を地域支部とみなす。但し、この改正による会則の施行によって、規約の改正を必要とする地域支部は、施行の日から1年以内に支部会則を改正して、会長に届け出なければならない。

6 この改正の施行の際における外国支部は、大韓民国支部及び台湾支部とする。

7 2003年7月開催の定時代議員総会において、第14条第2項の規定に基づいて就任する本部員半数の任期は、就任後2回目の定時代議員総会の終結のときまでとする。

8 2003年4月1日以降、同年7月開催の定時代議員総会終結までの間、「役員」「一部の代議員」及び「一部の本部員」について、暫定的に次の者が代行する。

(1) 会長、副会長及び監査委員は従前の者が代行する。

(2) 第18条第2項第8号に規定する「代議員」に替えて、従

前の会則第47条第2号に規定する「会長が委嘱する者」を当てる。

- (3) 第14条第2項第2号乃至第4号に規定する「本部員」に替えて、従前の会則第12条に基づく「幹事」を当てる。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2006年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2007年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2009年7月27日から施行する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2014年7月28日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項及び第14条第2項の改正規定並びに第35条第6項及び第37条第6項の規定は、2015年4月1日以降に開催される定時代議員総会又は支部総会の翌日から適用する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2016年8月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2017年7月31日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2023年7月31日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

別紙 1

校友会支部一覧

(国内支部)

北海道支部、青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、山形県支部、
福島県支部、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉県東部支部、埼玉県
西部支部、千葉県東部支部、千葉県西部支部、東京都東部支部、東京都西部支
部、東京都南部支部、東京都北部支部、東京都多摩支部、神奈川県東部支部、
神奈川県西部支部、新潟県支部、富山県支部、石川県支部、福井県支部、山梨
県支部、長野県支部、岐阜県支部、静岡県支部、愛知県支部、三重県支部、滋
賀県支部、京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部、奈良県支部、和歌山県支部、
鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、徳島県支部、
香川県支部、愛媛県支部、高知県支部、福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、
熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部、沖縄県支部

(外国支部)

大韓民国支部、台湾支部

以上 56 支部

[別紙2]

校友会支部区分表

埼玉県支部区分表

支部名	支部区分範囲
東部支部	さいたま市、川口市、加須市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡
西部支部	川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、北本市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡、大里郡

千葉県支部区分表

支部名	支部区分範囲
東部支部	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、八千代市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡、香取郡、山武郡、長生郡、夷隅郡、安房郡
西部支部	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

東京都支部区分表

支部名	支部区分範囲
東部支部	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
西部支部	新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、調布市、狛江市
南部支部	千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、島嶼
北部支部	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、西東京市
多摩支部	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡

神奈川県支部区分表

支部名	支部区分範囲
東部支部	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
西部支部	相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡

北海道支部	太田地域支部	台東区地域支部	神奈川県西部支部	知多地域支部
札幌地域支部	渋川地域支部	東京都西部支部	小田原地域支部	三重県支部
小樽地域支部	桐生地域支部	渋谷区地域支部	平塚地域支部	津地域支部
旭川地域支部	沼田地域支部	新宿区地域支部	厚木地域支部	大阪府支部
室蘭地域支部	埼玉県東部支部	杉並区地域支部	茅ヶ崎地域支部	大阪南地域支部
釧路地域支部	浦和・与野地域支部	世田谷区地域支部	大和地域支部	兵庫県支部
帯広地域支部	川口地域支部	中野区地域支部	藤沢地域支部	神戸地域支部
北見地域支部	越谷地域支部	調布地域支部	相模原地域支部	姫路地域支部
岩見沢地域支部	蕨・戸田地域支部	東京都南部支部	秦野地域支部	但馬地域支部
苫小牧地域支部	春日部地域支部	大田区地域支部	座間地域支部	鳥取県支部
函館地域支部	上尾地域支部	品川区地域支部	新潟県支部	鳥取地域支部
青森県支部	大宮地域支部	中央区地域支部	長岡地域支部	米子境港地域支部
青森地域支部	草加・八潮地域支部	千代田区地域支部	新潟地域支部	倉吉地域支部
弘前地域支部	三郷・吉川・松伏地域支部	港区地域支部	柏崎地域支部	広島県支部
八戸地域支部	岩槻地域支部	目黒区地域支部	村上地域支部	広島地域支部
十和田地域支部	幸手地域支部	東京都北部支部	上越地域支部	福山地域支部
つがる五所川原地域支部	埼玉県西部支部	荒川区地域支部	新発田地域支部	三原地域支部
宮城県支部	川越地域支部	板橋区地域支部	十日町地域支部	備北地域支部
仙台地域支部	東松山地域支部	北区地域支部	燕三条地域支部	尾道地域支部
石巻地域支部	熊谷地域支部	豊島区地域支部	魚沼地域支部	竹原地域支部
山形県支部	行田地域支部	練馬区地域支部	五泉・東蒲原地域支部	呉地域支部
山形地域支部	深谷地域支部	文京区地域支部	小千谷地域支部	東広島地域支部
酒田地域支部	所沢地域支部	西東京市地域支部	長野県支部	山口県支部
鶴岡地域支部	坂戸地域支部	東京都多摩支部	長野地域支部	下関地域支部
米沢地域支部	秩父地域支部	八王子地域支部	松本地域支部	宇部・山陽小野田地域支部
天童地域支部	千葉県東部支部	立川地域支部	上田地域支部	山口地域支部
福島県支部	千葉地域支部	昭島地域支部	北信州地域支部	岩国・柳井地域支部
福島地域支部	四街道地域支部	府中地域支部	中野山ノ内地域支部	防府地域支部
会津地域支部	木更津地域支部	小平地域支部	諏訪地域支部	周南地域支部
郡山地域支部	茂原地域支部	町田地域支部	依田窪地域支部	萩・長門地域支部
いわき地域支部	山武地域支部	小金井地域支部	軽井沢・御代田地域支部	愛媛県支部
白河地域支部	印旛地域支部	村山地域支部	飯田地域支部	松山地域支部
相双地域支部	成田地域支部	武蔵野地域支部	伊那地域支部	今治地域支部
茨城県支部	習志野地域支部	国立地域支部	佐久地域支部	宇和島地域支部
水戸地域支部	鴨川地域支部	青梅地域支部	静岡県支部	八幡浜・大洲地域支部
日立地域支部	八千代地域支部	三鷹地域支部	静岡地域支部	新居浜地域支部
土浦地域支部	市原地域支部	国分寺地域支部	浜松地域支部	西条地域支部
古河地域支部	千葉県西部支部	日野地域支部	沼津地域支部	四国中央地域支部
常陸太田地域支部	浦安地域支部	あきる野地域支部	熱海地域支部	福岡県支部
北茨城高萩地域支部	松戸地域支部	東久留米地域支部	清水地域支部	福岡市地域支部
龍ヶ崎地域支部	我孫子地域支部	清瀬地域支部	富土地域支部	大牟田地域支部
栃木県支部	柏地域支部	多摩市地域支部	伊豆地域支部	若松地域支部
小山地域支部	市川地域支部	羽村地域支部	伊東地域支部	筑豊地域支部
足利地域支部	船橋地域支部	福生地域支部	御殿場地域支部	久留米地域支部
栃木地域支部	流山地域支部	稲城地域支部	志太・榛原地域支部	田川地域支部
佐野地域支部	東京都東部支部	神奈川県東部支部	中東遠地域支部	北九州地域支部
群馬県支部	足立区地域支部	横浜地域支部	愛知県支部	長崎県支部
高崎地域支部	江戸川区地域支部	川崎地域支部	名古屋地域支部	佐世保地域支部
伊勢崎地域支部	葛飾区地域支部	横須賀地域支部	東三河地域支部	諫早地域支部
前橋地域支部	江東区地域支部	鎌倉地域支部	岡崎地域支部	長崎市地域支部
館林地域支部	墨田区地域支部	逗子葉山地域支部	豊田地域支部	宮崎県支部
			西三河地域支部	延岡地域支部